

理事会の議決事項

特定非営利活動法人山形県サッカー協会細則

- 第1条 本細則は、特定非営利活動法人山形県サッカー協会（以下、「YFA」という。）定款第56条に基づき、YFAの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 YFAは、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という。）加盟団体規則第1節第2条に基づく法人であり、JFAが定める倫理規範、関連規則、懲罰規程を遵守しなければならない。
- 第3条 定款第7条に基づく入会申込書は、別紙「様式第1号」のとおりとする。
- 第4条 定款第10条に基づく退会届は、別紙「様式第2号」のとおりとする。
- 第5条 定款第13条の役員は正会員の中の個人から選任する。
- 第6条 定款第13条第1項第1号の理事の構成は以下のとおりとする。
- (1) 地区サッカー協会（3名×6地区）18名以内。
 - (2) 専門委員会（1名×6委員会）6名以内。
 - (3) 種別委員会（1名×8委員会）8名以内。
 - (4) 連盟及びリーグ（1名×10連盟等）10名以内。
 - (5) 学識経験者 若干名で理事会が推挙する者。
- 第7条 定款第13条の役員は、その就任する年度の4月1日に満70歳未満でなければならない。
- 2 会長、副会長、専務理事は、それぞれの職において、合計で4任期（8年）を超える期間につき在任できない。
 - 3 会長、副会長、専務理事以外の役員の再任制限は設けない。
- 第8条 定款第13条第2項の常務理事の役割分担は以下のとおりとする。
- (1) 総務担当
 - (2) 事業担当
 - (3) 特別事業担当
 - (4) 財務担当
 - (5) 普及・育成・強化担当
 - (6) 事務局担当
 - (7) 特命担当
- 第9条 定款第13条第2項の専務理事及び常務理事により、常務理事会を構成する。

なお、常務理事会の審議には、常務理事以外の理事、又はその他の者を出席させることができる。

- 2 常務理事会は、理事会に付議する事項を審議するほか、緊急の処理が求められる案件について審議、決定する。

第10条 YFAには、必要に応じて、以下の専門委員会を設置することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 医学委員会
- (5) 施設委員会
- (6) 規律・フェアプレー委員会

第11条 YFAには、必要に応じて、以下の種別委員会を設置することができる。

- (1) 1種委員会
- (2) 2種委員会
- (3) 3種委員会
- (4) 4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) フットサル委員会
- (8) キッズ委員会

第12条 YFAには、必要に応じて、種別委員会の管轄のもと以下の連盟及びリーグを設置することができる。

- (1) 社会人リーグ連盟（1種委員会所属）
- (2) 大学連盟（1種委員会所属）
- (3) 自治体職員連盟（1種委員会所属）
- (4) 自衛隊連盟（1種委員会所属）
- (5) 専門学校連盟（1種委員会所属）
- (6) 高等専門学校連盟（1種委員会所属）
- (7) 高等学校体育連盟サッカー部（2種委員会所属）
- (8) クラブユース連盟（2種委員会、3種委員会所属）
- (9) 中学校体育連盟サッカー部（3種委員会所属）
- (10) フットサル連盟（フットサル委員会所属）

第13条 第10条、第11条及び第12条に基づき委員会等を設置する場合は、規約を整備し、委員名簿を添えてYFAに提出しなければならない。

変更する場合も同様とする。

第14条 定款第20条の事務局により、事務局会議を構成する。なお、事務局会議の審議には、事務局以外の理事、又はその他の者を出席させることができる。

2 事務局会議は、常務理事会に付議する事項を審議するほか、緊急の処理が求められる案件について審議、決定する。

第15条 裁定委員会及び規律・フェアプレー委員会は、別途定められた規則に基づき運営をするものとする。

第16条 YFAの運営のため、理事会の議決を得て以下の規程を定めるものとする。

- (1) 登録料（分担金）規程
- (2) 旅費規程
- (3) 事務局規程（予算の執行に関する事務局の取り扱い）
- (4) 就業規程
- (5) 退職金規定
- (6) 公印管理規程
- (7) 慶弔規程
- (8) スポーツ振興くじ助成事業にかかる諸謝金等に関する規程
- (9) 主催、共催、後援、協賛に関する規程
- (10) 特定個人情報取り扱い規程
- (11) 貸金規程
- (12) 育児・介護休業に関する規程

第17条 YFAの運営のため、総会の議決を得て以下の規程を定めるものとする。

- (1) 会費に関する規程
- (2) 報酬等に関する規程
- (3) 資産の管理に関する規程

第18条 YFA運営のため、理事会の議決を得て書式を定めるものとする。

- (1) 委員会用予算決算書「YFA書式1号」
- (2) 事業用予算決算書「YFA書式2号」
- (3) 支払依頼書「YFA書式3号」
- (4) 領収報告書「YFA書式4号」
- (5) 委員会諸事項変更届「YFA書式5号」
- (6) 各事務局諸事項変更届「YFA書式6号」
- (7) 役員名簿変更届「YFA書式7号」
- (8) 収納確認済み登録料明細書「YFA書式8号」
- (9) 旅費精算書「YFA書式9号」

- (10) 旅費精算書（出張報告書）「YFA書式10号」
- (11) 源泉徴収集計表「YFA書式11号」
- (12) YFA領収書（個人→協会）「YFA書式12号」
- (13) YFA領収書（協会→個人）「YFA書式13号」
- (14) 主催申請書「YFA書式14号」
- (15) 共催申請書「YFA書式15号」
- (16) 後援申請書「YFA書式16号」
- (17) 協賛申請書「YFA書式17号」
- (18) あいさつ文（祝辞）掲載のお願い「YFA書式18号」
- (19) 競技会への物品協賛のお願い「YFA書式19号」
- (20) 共催、後援、協賛申請への承諾書「YFA書式20-1号」
共催、後援、協賛許可申請書「YFA書式20-2号」
- (21) 役員委嘱状（本人用）「YFA書式21号」
- (22) 役員委嘱状（所属長宛）「YFA書式22号」
- (23) 選手派遣依頼（本人用）「YFA書式23号」
- (24) 選手派遣依頼（所属長宛）「YFA書式24号」
- (25) 業務委託契約書「YFA書式25号」
- (26) 業務契約書「YFA書式26号」
- (27) 請求書（業務完了報告書）「YFA書式27号」
- (28) 事業経費（立替金）領収書「YFA書式28号」
- (29) 特定個人番号提出依頼書（マイナンバー提出依頼書）「YFA書式29号」
- (30) 支払証明書「YFA書式30号」

第19条 本細則に定められていない事項については、JFAが定める倫理規範、関連規則、懲罰規程を準用する。

附則

- 1 令和6（2024）年3月20日改定
- 2 令和8（2026）年3月26日改定